

2026年度 甲種防火管理再講習

「甲種防火管理再講習」を以下のとおり開催いたします。

- 1 実施日時 2026年6月5日(金) 13:00~15:00

※講習開始10分前には受付を終了してください。遅刻または早退された場合は受講時間が満たされないため、再講習修了証を付与することはできません。

時 間	内 容
13:00~13:40	開講式 防火管理について
13:40~14:20	火災事例について
14:20~15:00	過去5年間の法令改正の概要 修了式

- 2 実施場所 安芸高田市消防本部

- 3 受講申請書 別添の「甲種防火管理再講習受講申請書」に必要事項を記入し、安芸高田市消防本部予防課指導係まで提出してください。

※郵送又はFAXでは受付できません。

- 4 受講申請書提出期限 2026年4月23日(木)から
2026年5月20日(水)まで

- 5 費 用

- (1) 受講料 無料
(2) テキスト代 1,650円
(3) テキストは当日の受付時に販売いたします。
また、つり銭のいらないよう、ご協力をお願いします。
(テキストは民間事業者が販売いたします)

- 6 準備品 受講票、筆記用具

再講習の受講が必要な防火管理者

下記の1・2・3を全て満たした防火管理者は、再講習の受講が必要となります。

1 不特定多数（特定防火対象物）が出入りする建物

項	特定防火対象物
(1)	イ 劇場 映画館 演芸場 観覧場
	□ 公会堂 集会場
(2)	イ キャバレー カフェー ナイトクラブ等
	□ 遊技場 ダンスホール
	ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗 (二並びに(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。) その他これに類するものとして総務省令で定めるもの
	ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令に定めるもの
(3)	イ 待合 料理店等
	□ 飲食店
(4)	百貨店 マーケット 物品販売店舗展示室
(5)	イ 旅館 ホテル 宿泊所 その他これらに類するもの
(6)	イ (1) 特に防火対策の必要性の高い病院 (2) 特に防火対策の必要性の高い有床診療所 (3) (1)及び(2)以外の病院、有床診療所、有床助産所 (4) 無床診療所及び無床助産所

	□	自力避難困難者入所福祉施設等 (1)高齢者施設 (2)生活保護者施設 (3)児童施設 (4)障害児施設 (5)障害者施設
	ハ	老人福祉施設、児童養護施設等 (1)高齢者施設 (2)生活保護者施設 (3)児童施設 (4)障害児施設 (5)障害者施設
	ニ	幼稚園又は特別支援学校
(9)	イ	蒸気浴場 熱気浴場 その他これらに類するもの
(16)	イ	複合用途防火対象物のうち、特定防火対象物の用途に供される部分が存するもの
(16) の2		地下街
(16) の3		準地下街

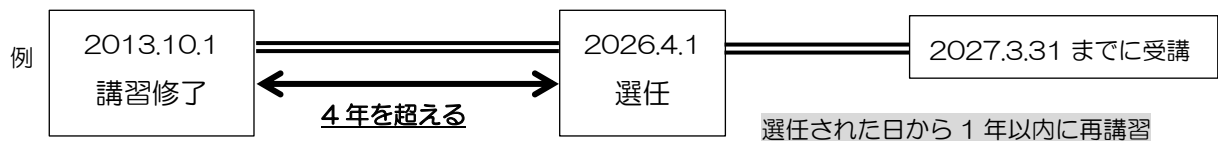
2 収容人員が300人以上

3 甲種防火対象物の防火管理者（対象物の延べ面積が300㎡以上）

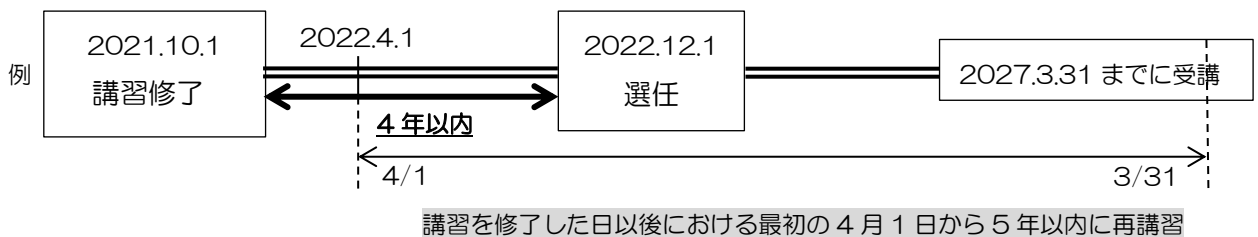
【再講習の受講期限について】

甲種防火管理再講習の受講期限については以下の2つの場合があります。

- ① 甲種防火管理新規講習又は甲種防火管理再講習の修了から選任された日までが4年を超える場合は、選任された日から1年以内に受講してください。



- ② 甲種防火管理講習又は甲種防火管理再講習の修了から選任された日までが4年以内の場合は、講習を修了した日以降における最初の4月1日から5年以内に受講してください。



※ 受講以降は、講習を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内に再講習を受講してください。

案内図

